



2024年5月10日

手形・小切手の全面的な電子化に向けた対応についてのお知らせ

筑波銀行（頭取 生田 雅彦）は、政府の「約束手形の利用廃止」・「小切手の全面的な電子化」の方針および全国銀行協会の「2026年度末までに電子交換所における手形・小切手の交換枚数をゼロにする」ことを目標とした自主行動計画を踏まえ、手形・小切手の全面的な電子化に向け、以下の対応を実施いたします。

記

実施内容	実施日	備考
当座預金の新規口座開設の停止	2024年7月1日（月）	すでに当座預金口座をお持ちのお客さまは、引続きご利用いただけます。
2027年4月以降を期日とする手形・小切手の代金取立受付の終了	2024年7月1日（月）	2027年4月1日以降を期日とする手形や小切手（先日付小切手）について、期日管理が必要な代金取立の受付を終了します。 該当の手形等をすでにお持ちのお客さまで代金取立を希望される場合は、2024年6月28日（金）までにお取引店へお持込みください。 2024年7月1日（月）以降に該当の手形等を受け入れた場合は、支払呈示期間中にお取引店でお手続きいただくようお願いいたします。

手形・小切手の電子化は、紛失・盗難リスクの回避のほか、押印・発送・保管等の事務負担の軽減、印紙代・用紙代等のコスト削減など、支払側と受取側の双方にメリットがあります。この度の取組みは政府・産業界・金融界が連携して進めているものであり、お客さまにおかれましては何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

【ご参考：代替サービスのご案内】

手形・小切手に代わる決済方法として、インターネットバンキングや電子記録債権をご案内しております。この機会に導入をご検討ください。

- 法人向けインターネットバンキング 「つくばビジネス Net」
- 電子記録債権 「<つくば>でんさいサービス」

以 上